

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

(危機対策課)

ページ

訓 令 甲

○文書規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

○人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規 則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表同二六の項中

原子力安全対策室長

を

原子力安全対策課長

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年九月十二日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十八号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「原子力安全対策室」を「原子力安全対策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年九月十二日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月九日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・二・五十四

人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特種勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七・二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「野兔病」を「野兔病」に改める。

第十三条第二項中「原子力安全対策室」を「原子力安全対策課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年九月十二日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。